

緊急時・災害マニュアル

R6. 4. 1

【基本方針】

第1に人命の保護を最優先する。

第2に資産を保護し、業務の早期復旧を図る。

第3に余力がある場合には近隣事業所への協力に当たる。

以上を基本方針とする。

当マニュアルによって迅速的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全職員は、予めこの内容をよく理解しておかなければならない。

災 害 ・ 緊 急 時 に お け る 組 織 体 制

- 1 設置時期** 震度5強以上の地震、その他の大災害発生時
(代表の指示によるか、代表不在時には職制最上位の者が判断)

2 地震発生時の対応

別紙「災害時連絡網」を活用し、指示や状態確認を行う。



3 任 務

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| (1) 防災対策上重要事項の決定、指示、命令、報告 | (責任者：代表) |
| (2) ご利用者様の人員ならびに保安措置状況の把握 | (責任者：管理者及び各担当者) |
| (3) 職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示 | (責任者：代表) |
| (4) 被災状況情報の収集と確認、救出・救助の応援指示 | (責任者：管理者) |

4 緊急時の対応

- (1) 想定される緊急事態
- ・事故発生、対応については、「事故発生時フローチャート」を参照とする。
 - ・その他の異常発生時等と考えられる場合は、上司への相談・報告を行う。

5 担当している利用者の状況確認

- (1) 担当している利用者及びご家族へ電話・訪問等により安否確認や現在の姜評把握に努める。
※電話などが繋がらないことが想定される為、医療度が高い方（呼吸器・在宅酸素等）や一人暮らしなどの優先度が高い方から確認がとれるようにする。
- (2) 避難経路等の確認や安全に移動ができるかを確認する。
- (3) 2次災害防止のために火器や設備点検の確認を行う。

第 2 章 地震発生時の対応

1 地震発生時の対応



<消火活動>

- 火元付近にいる職員は、「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止しましょう。
- 出火を発見したら、直ちに消火活動を開始しましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、ご利用者様の避難が必要かどうか判断しましょう。

<安否確認と救護活動>

- 直ちにご利用者様・職員の安否を確認しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

<情報の収集と連絡>

- 施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認しましょう。
- テレビ・ラジオ・インターネットなどで地震の震源地や規模、余震・津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集しましょう。
- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、メールや掲示板に被害情報などを記入しましょう。
- 災害の正確な情報を伝えて、ご利用者様の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。
- 施設が被災した場合には、消防や市町の防災担当課又は福祉担当課に応援を要請するとともに、必要な指示を受けましょう。

<避難>

- 避難先や避難経路の安全を確認しましょう。
- 避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市町の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断しましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとりましょう。
- 余震についても十分注意しましょう。

<家族への報告>

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族にご利用者様と施設の状況を伝えましょう。

<健康ケアとメンタル対策>

- ご利用者様の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しいご利用者様に対しては、市町と相談して医師やカウンセラーの受診や受入れ可能な医療機関への入院の検討をしましょう。

<他の施設等への受入れ要請>

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協定施設や市町の福祉担当課、県の施設担当課とも協議し、ご利用者様を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、施設ご利用者様一覧表などにより、ご利用者様の配慮事項等をきちんと伝えましょう。